【別紙２】
障 支 第 ６２０ 号
令和２年９月３０日

各市町村障害福祉担当課長　様

埼玉県福祉部障害者支援課長
（公印省略）

令和２年度埼玉県相談支援従事者現任研修の中止について

本県障害者福祉行政の推進につきましては、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和２年度に開催を予定しておりました埼玉県相談支援従事者現任研修につきまして、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、開催を中止することといたしました。

当該研修の中止に伴い、下記対象者つきましては、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」（令和２年２月２８日付厚生労働省事務連絡）に基づき、当面令和４年３月３１日まで研修を修了したものとみなす（以下、「みなし期間」という。）ことといたします。

なお、当該措置は県が認める期間において研修を修了したものとみなす措置のため、みなし期間終了後は研修を修了する必要があります。

記

【対象者】

埼玉県内に所在する事業所に所属する者（予定を含む。）のうち、以下のいずれかに該当する者

１　平成２２年度に実施された相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了し、平成２３年度から平成２７年度末までに実施された現任研修を修了した者のうち、平成２８年度から令和元年度に実施された現任研修を修了していない者

２　平成２７年度に実施された初任者研修を修了した者のうち、平成２８年度から令和元年度に実施された現任研修を修了していない者

参考

令和２年２月２８日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」

令和２年５月１３日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」

担当　　総務・市町村支援担当
TEL　　048-830-3319
E-mail　a3300-08@pref.saitama.lg.jp